学校法人新潟科学技術学園寄附行為

制 定 昭和42年4月1日 最新改正 令和4年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人新潟科学技術学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県新潟市秋葉区東島字山居265番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育及び専修学校教育を行うことを目的と する。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 新潟薬科大学 大学院 薬学研究科

応用生命科学研究科

薬学部 薬 学 科

応用生命科学部

応用生命科学科

生命産業創造学科

- (2) 新潟工業短期大学 自動車工業科
- (3) 新潟医療技術専門学校 医療専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第5条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 8人以上12人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するとき も、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち1人を理事総数の過半数の議決により常務理事に選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 4 この法人の役員の選任にあたっては、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超 えて含まれることになってはならない。

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の設置する学校の学長及び校長

3人

(2) 評議員のうちから理事会において選任された者

1人以上4人以内

- (3) 学識経験者又は有識者(以下「学識経験者」という。) のうちから理事会において選任された者 4人以上5人以内
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 (監事の選任)
- 第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長及び校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者 を選任するものとする。

(役員の任期)

- 第8条 役員(第6条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、 その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に 従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は 評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事 は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき 事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集 することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選 によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に附議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 (業務の決定の委任)
- 第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に附議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該 出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければな らない。
- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第19条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、24人以上26人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を 請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。 ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員の議事について特別な利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。 (議事録)
- 第20条 第18条第1項及び第4項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署 名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

- 第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければ ならない。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並 びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 寄附金品の募集に関する事項
 - (10) 学長及び校長の選任に関する事項
 - (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の事業若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の職員のうちから理事会において選任された者 12人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任された者 3人以上4人以内
 - (3) 学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。) のうちから、理事会において選任された者 9人以上10人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第24条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録 中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する 財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年の期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席 した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同 様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求め なければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならな い。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に 備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなら ない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。 (情報の公表)
- 第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附 行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準 (役員の報酬)
- 第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

- 第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2 以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由によ る解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、 解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教 育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部 科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を 得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

- 第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。
 - (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第45条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第46条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金4百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営 に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

学校の卒業生が年齢25歳以上になるまで当分の間、第20条第1項第2号中「設置する学校を卒業したもの」とあるのは、「在学生又は卒業生の父兄」と読み替える。

- 1 この寄附行為は昭和42年4月1日より実施する。
- 2 昭和43年2月3日一部改正
- 3 昭和47年3月31日一部改正
- 4 昭和51年4月21日一部改正
- 5 昭和52年1月10日一部改正
- 6 昭和52年12月27日一部改正
- 7 昭和53年1月20日一部改正

附則

この寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。

(註 北都工業短期大学を新潟工業短期大学と改称)

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成2年3月22日)から施行する。

(註 新潟高等工学院の廃止)

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成3年3月20日)から施行する。

(註 新潟薬科大学大学院の設置)

附則

平成3年11月14日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

(註 法人の名称の変更)

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成5年12月21日)から施行する。

(註 新潟工業短期大学生産システム工学科の設置)

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年4月1日)から施行する。

(註 収益事業の廃止)

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年9月29日)から施行する。

(註 寄附金募集)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

(註 新潟薬科大学応用生命科学部の設置)

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年5月20日)から施行する。

(註 理事・評議員の定数の変更)

附則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(新潟工業短期大学生産システム工学科の存続に関する経過措置)

新潟工業短期大学生産システム工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(註 新潟工業短期大学生産システム工学科の学科名変更)

附則

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成17年4月1日から施行する。

(註 私立学校法の改正による全面改正)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年1月31日)から施行する。

(註 新潟薬科大学大学院応用生命科学研究科の設置)

附則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(註 事務所の所在地の変更)

附則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(註 事務所の住所表示の変更)

附則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(註 新潟工業短期大学システムデザイン学科の廃止)

附則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

(註 新潟薬科大学薬学部衛生薬学科の廃止)

附則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成24年10月23日)から施行する。ただし、次項に掲げる規定は、当該項に規定するとおり施行する。
- 2 変更後の第5条第1項第1号、第6条第1項第5号、第19条第2項、第23条第1項第3号の規定は、 平成25年4月1日から施行する。

(註 理事・監事・評議員の定数等の変更)

附則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

(註 新潟薬科大学応用生命科学部生命産業創造学科の設置)

附則

この寄附行為は、平成28年5月25日から施行する。

(註 新潟薬科大学応用生命科学部食品科学科の廃止)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成28年11月11日)から施行する。ただし、変更後の寄附 行為第5条第1項第1号、第6条第1項第4号、第19条第2項及び第23条第1項第1号の規定は、平成29 年4月1日から施行する。

(註 理事・評議員の定数等の変更)

附則

令和2年2月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。

(註 私立学校法の改定及び理事・評議員の定数等の変更による改正)

附則

令和4年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

(註 理事会・評議員会の運営等の明確化による改正)

		新旧の比	+X /1	照 表		
	新				旧	
<	省略	>		<	省 略	>
(設置する学校)			(到署)	ける学校)		
	条の目的をi	 達成するため、次に掲げる			条の目的を	達成するため、次に掲げ [、]
学校を設置する。	10 × H 113 C ×	(1907) W12-19 (1907) W		を設置する。	K > H 113 C	ZE/90 / 0/2/3 (001-101)
	大学院	薬学研究科		新潟薬科大学	大学院	
		応用生命科学研究科				応用生命科学研究科
	薬学部	薬 学 科			薬学部	薬 学 科
	応用生命	科学部			応用生命	科学部
		応用生命科学科				応用生命科学科
		生命産業創造学科				生命産業創造学科
	医療技術	学部			(新設)	
		臨床検査学科				
(2) 新潟工業短期大学	学	自動車工業科	(2)	新潟工業短期大	学	自動車工業科
(3) 新潟医療技術専門	門学校	医療専門課程	(3)	新潟医療技術専	門学校	医療専門課程
<	省略	>		<	省 略	>
和5年4月1日から施行 (註 新潟薬科大学医療		<u>の設置)</u>				

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

	設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類											記載した	書類					
区	_	分	年	度	令和3	年度	令和4	年度	令和5	年度	令和6	年度	令和7	年度	令和8	年度	合	計
						千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
		校		地	_		_		_		_	-	_	-	-	-		0
		(う	ち造成	費)														0
	+-	基	 準	内	_			35,750	_		_	-	_	-	_	-		35,750
設	他 	<u>华</u>	+ 															0
設置経費	設	基	準	外	_		_		_		_	_	_	-	_	-		0
経																		0
		図		書	_			672	_		_	_	_	-	-	-		672
	設	教		具														
	備	校		具	_		1.	45,732	2	41,493	_	-	_	-	-	-		387,225
		備		品														
		/ \		計		0	1.	82,154	2	41,493		0		0		0		423,647
新設校	のほ	用設生	年度の紹	と常 経 費														0
合				計		0	1	82,154	2	41,493		0		0		0		423,647

の既	施	基	準	内	700,427	千円
転設	設	基	準	外	25,771	千円
世界が	設	図		書	20,868	千円
用がら	備	教具	•校具•	備品	99,227	千円

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

					設置	経費	及び経常経費並	びにその支払	ハ計画を記載した	書類		
区		分	年	度	令和3 年	F度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	合 計
					Ŧ	-円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		校		地	_		_	_	_	_	_	0
		(う	ち造成	費)								0
	施	其	準	内	_		90,090	_	14,850	_	_	104,940
設	他		—— 									0
設置経費	設	基	準	外	_		_	_	_	_	_	0
経 選												0
		図		書	_		3,515	_	_	_	_	3,515
	設	教		具								
	備	校		具	_		145,732	338,72	7 —	_	_	484,459
		備		品								
		// \		計		0	239,337	338,72	7 14,850	0	0	592,914
新設校	のト	開設。	年度の紹	と常 経 費								0
合				計		0	239,337	338,72	7 14,850	0	0	592,914

の既	施	基	準	内	1,825,030	千円
転殻	設	基	準	外	34,367	千円
一共気	設	図		書	29,046	千円
用から	備	教具	∙校具∙	備品	150,652	千円

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

	設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類																	
区		分	年	度	令和3	年度	令和4	年度	令和5	年度	令和6	年度	令和7	年度	令和8	年度	合	計
						千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
		校		地	_		_		_		_	-	_		_	-		0
		(う	ち造成	費)														0
	+/-	基	 準	内	_		,	54,340	_			14,850	_		_	-		69,190
設	他 	<u>李</u> 	+ 												 			0
設置経費	設	基	準	外	_		_		_		_	-	_		-	-		0
経																		0
		図		書	_			2,843	_		_	-	_		_	-		2,843
	設	教		具														
	備	校		具	_		_			97,234	_	-	_		_	-		97,234
		備		品														
		小		計		0	ļ	57,183		97,234		14,850		0		0		169,267
新設校	のほ	開設。	年度の紹	至常 経 費														0
合				計		0		57,183		97,234		14,850		0		0		169,267

の既	施	基	準	内	1,124,603	千円
転設	設	基	準	外	8,596	千円
世界が	設	図		書	8,178	千円
用が	備	教具	・校具・	備品	51,425	千円

	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類										
区		分	財源 充 当 額	財源の調達方法							
現金預金			423,647千円	令和4年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金6,454,623千 円のうち423,647千円を財源に充当							
合		計	423,647千円								

			設置経費及び経常経費の財源の	の調達方法を記載した書類
	区	分	財源充当額	財源の調達方法
現金預金			592,914千円	令和4年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金6,454,623千円のうち592,914千円を財源に充当
	合	il	592,914千円	

	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類										
区		分	財源 充 当 額	財源の調達方法							
現金預金			169,267千円	令和4年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金6,454,623円 のうち169,267千円を財源に充当							
合		計	169,267千円								

様式第6号その2(第11条関係) (用紙 日本産業規格A4横型)

財産目録総括表

年 度	令和2年度末	令和3年度末	申請時
科目	(開設年度から3年前の年度)	(開設年度の前々年度)	(令和4年3月31日)
一 基本財産	10,976,444 千円	10,611,645 千円	10,611,645 千円
二 運用財産	12,840,836 千円	13,034,886 千円	13,034,886 千円
三 負債額	1,486,501 千円	1,430,784 千円	1,430,784 千円
1 固定負債	740,694 千円	745,155 千円	745,155 千円
2 流動負債	745,807 千円	685,629 千円	685,629 千円
四 基本財産+運用財産	23,817,280 千円	23,646,531 千円	23,646,531 千円
五 純資産(四一三)	22,330,779 千円	22,215,747 千円	22,215,747 千円

貸借対照表

令和 4年 3月31日

(単位 円)

//p · 수 · 요 - 수 p			(単位 円
資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	16,216,604,797	16,814,566,685	△ 597,961,888
有形固定資産	10,626,160,267	10,996,581,649	△ 370,421,382
特定資産	1,950,592,842	1,994,007,245	△ 43,414,403
その他の固定資産	3,639,851,688	3,823,977,791	△ 184,126,103
流動資産	7,429,926,267	7,002,712,679	427,213,588
資産の部合計	23,646,531,064	23,817,279,364	△ 170,748,300
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	745,155,030	740,693,987	4,461,043
流動負債	685,628,572	745,807,497	△ 60,178,925
負債の部合計	1,430,783,602	1,486,501,484	△ 55,717,882
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	20,752,900,669	20,854,251,323	△ 101,350,654
第1号基本金	20,216,286,835	20,317,716,912	△ 101,430,077
第3号基本金	225,747,525	225,668,102	79,423
第4号基本金	310,866,309	310,866,309	0
繰越収支差額	1,462,846,793	1,476,526,557	△ 13,679,764
純資産の部合計	22,215,747,462	22,330,777,880	△ 115,030,418
負債及び純資産の部合計	23,646,531,064	23,817,279,364	△ 170,748,300

事業計画及びこれに伴う予算書

事 業 計 画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事項	事業規模等	実施時期	備考
<u> </u>	サーザリー	サ 未 呪 悮 寺 鉄筋コンクリート造 213.36㎡	<u>吴 旭 时 朔</u> 令和5年1月	
	科にかかる講義室改修	(新潟薬科大学既存講義室改修)	~令和5年3月	医療技術学部専用
	医療技術学部臨床検査学	鉄骨鉄筋コンクリート造 237.59㎡	令和5年1月	新潟薬科大学
	科にかかる講義室改修	(新潟薬科大学既存講義室改修)	~令和5年3月	医療技術学部専用
	医療技術学部臨床検査学	鉄骨鉄筋コンクリート造 152.85 m ²	令和5年1月	新潟薬科大学
	科にかかる講義室改修	(新潟薬科大学既存講義室改修)	~令和5年3月	医療技術学部専用
	看護学部看護学科にか	鉄骨造 179.36㎡	令和4年4月	新潟薬科大学
	かる実習室改修	(新潟医療技術専門学校既存実習室改修)	~令和4年12月	看護学部専用
	看護学部看護学科にか	鉄骨造 76.76㎡	令和5年1月	新潟薬科大学
	かる講義室改修	(新潟医療技術専門学校既存講義室改修)	~令和5年3月	看護学部専用
) 令和4年度	看護学部看護学科にか	鉄骨造 217.46㎡	令和5年1月_	新潟薬科大学
	かる倉庫改修	(新潟医療技術専門学校既存ロビー改修)	~令和5年3月	看護学部専用
	医療技術学部臨床検査学	図書 129冊	令和5年1月	新潟薬科大学
	科にかかる図書の購入			医療技術学部専用
	看護学部看護学科にか かる図書の購入	図書 935冊	令和5年1月	新潟薬科大学
				看護学部専用 新潟薬科大学
	医療技術学部臨床検査学 科にかかる教具の購入	教具 311点	令和5年1月	新海染件人子 医療技術学部専用
	医療技術学部臨床検査学		令和5年1月	新潟薬科大学
	科にかかる教具の購入	教具 42点		
	医療技術学部臨床検査学	·	令和5年1月	新潟薬科大学
	科にかかる校具の購入	校具 324点		医療技術学部専用
	上 医療技術学部臨床検査学	## E	令和6年1月	新潟薬科大学
│ 	科にかかる教具の購入	教具 192点		医療技術学部専用
令和5年度 	看護学部看護学科にか	 教具 171点	令和6年1月	新潟薬科大学
	かる教具購入	 		看護学部専用
令和6年度	看護学部看護学科にか会	鉄骨造 78.55㎡	令和7年1月	新潟薬科大学
リルの十尺	かる更衣室改修	以 F 足 / 0.00 III	~令和7年3月	看護学部専用
) 令和7年度	 該当なし			
13.117.17.				
令和8年度	該当なし			

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)

(単位 千円)

(1 / 1 / 1 / 2 / 1 / 3			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
111,000	204,000	297,000	390,000
5,041	5,041	5,041	7,262
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	57,377
0	0	0	0
1,038	2,750	4,156	5,470
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
117,079	211,791	306,197	460,109
	新設校分 111,000 5,041 0 0 0 0 1,038 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	新設校分 新設校分 204,000 204,000 204,000 5,041 5,041 5,041 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	新設校分 新設校分 新設校分 111,000 204,000 297,000 5,041 5,041 5,041 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,038 2,750 4,156 0 0 0 <

(支出の部)

(単位 千円)

				\ -
年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
科目	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	197,501	211,975	219,200	219,200
教育研究経費支出	65,992	67,684	89,116	146,650
管理経費支出	13,487	20,411	27,155	27,155
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	0	0	0	0
設備関係支出	241,493	0	0	0
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	0	0	0	0
〔 予備費 〕	0	0	0	0
資金支出調整勘定	0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	0	0	0	0
支出の部合計	518,473	300,070	335,471	393,005

事業活動収支予算決算総括表

(単位	千円)	
今和0 年度		

年 度		年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<u>甲位</u> 十円) 令和8年度
科目			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教		学生生徒等納付金	111,000	204,000	297,000	390,000
	١.	手数料	5,041	5,041	5,041	7,262
	収		0	0	0	0
		経常費等補助金 付随事業収入	0	0	0	0
	入	付随事業収入	0	0	0	57,377
		雑収入	1,064	2,750	4,156	5,470
		教育活動収入 計	117,105	211,791	306,197	460,109
収	_	人件費	197,400	211,100	218,700	218,700
支	支	教育研究経費	115,992	117,684	139,116	196,650
×		管理経費	17,487	24,411	31,155	31,155
	出	徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出 計	330,879	353,195	388,971	446,505
<u> </u>		教育活動文出 計 教育活動収支差額 受取利息・配当金 その他の教育活動外収入 教育活動外収入 計 借入金等利息 その他の教育活動外支出 教育活動外支出 計 教育活動外収支差額	-213,774	-141,404	-82,774	13,604
教育	収	文取利息・配当金	0	0	0	0
育	入	その他の教育活動外収入	0	0	0	0
活動		教育活動外収入 計	0	0	0	0
動外	支	「一日本	0	0	0	0
収	出	大の他の教育活動外又出 数本活動がませ 社	0	0	0	0
支		教育活動外又田 計 数套注题从版本单级	0	0	0	0
-		级	-213,774		-82,774	13,604
	Ι.	経常収支差額 資産売却差額 その他の特別収入	-213,774	0	0	13,004
44	収	<u> </u>	0	0	0	0
特	入	I\$₹\$ UV A\ ≣+	0	0	0	0
別	_		0	0	0	0
収支	支出	資産処分差額 その他の特別支出	0	0	0	0
支	出	特別支出 計	Ö	0	0	0
	支 出 特別支出 計 特別収支差額		Ö	0	0	0
[-	5備3	費〕	0	0	0	0
基本	金糸	且入前当年度収支差額	-213,774	-141,404	-82,774	13,604
基本金組入額合計		11入額合計	-241,493	0	0	0
当年度収支差額		又支差額	-455,267	-141,404	-82,774	13,604
当年度収支差額 前年度繰越収支差額		^{操越収支差額}	0	0	0	0
基本金取崩額 翌年度繰越収支差額		Q崩額	0	0	0	0
翌年度繰越収支差額		^{操越収支差額}	0	0	0	0
(参	去)					
事業活動収入 計		助収入 計	117,105	211,791	306.197	460.109
事業活動支出 計		動支出 計	330,879	353,195	388,971	446,505